

## 名古屋市個人情報保護条例に基づく処分に係る審査基準を定める要綱

名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例26号。以下「条例」という。）に基づき実施機関が行う処分に係る名古屋市行政手続条例（平成7年名古屋市条例第17号）第5条第1項の規定による審査基準を次のとおり定める。

### 目次

- 第1 開示決定等の審査基準
- 第2 保有個人情報該当性に関する判断基準
- 第3 非開示情報該当性に関する判断基準
  - 1 本人の生命等を害するおそれがある情報
  - 2 本人と代理人の利益相反情報
  - 3 開示請求者以外の個人に関する情報
  - 4 法人等情報
  - 5 公共安全情報
  - 6 審議、検討、協議情報
  - 7 行政運営情報
  - 8 任意提供情報
  - 9 法令秘情報
- 第4 一部開示に関する判断基準
- 第5 裁量的開示に関する判断基準
- 第6 保有個人情報の存否に関する情報に関する判断基準
- 第7 訂正決定等の審査基準
- 第8 消去・利用停止決定等の審査基準
- 第9 開示請求、訂正請求及び消去・利用停止請求の権利濫用に関する判断基準

## 第1 開示決定等の審査基準

- 1 全部又は一部を開示する旨の決定（条例第23条第1項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
  - (1) 開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が記録されていない場合
  - (2) 開示請求に係る保有個人情報の一部に非開示情報が記録されている場合であって、当該非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき。
  - (3) 開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が記録されている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に当該保有個人情報を開示する必要があると認めるとき（条例第21条）。
- 2 全部を開示しない旨の決定（条例第23条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
  - (1) 開示請求に係る保有個人情報に記録されている情報がすべて非開示情報に該当する場合（開示請求に係る保有個人情報の一部に非開示情報が記録されている場合であって、当該非開示情報が記録されている部分を他の部分と容易に区分して除くことができない場合を含む。）
  - (2) 開示請求に係る保有個人情報の存在の有無を明らかにするだけで、非開示情報を開示することになる場合（条例第22条）
  - (3) 開示請求に係る保有個人情報が存在しない場合
  - (4) 条例第30条の規定により開示を行わない場合（ただし、開示請求に係る保有個人情報が保有特定個人情報である場合は、条例第30条の規定を適用しない。）
- 3 次のいずれかに該当する場合は、前2項に定める決定は行わず、開示請求を却下する。
  - (1) 開示請求書に条例第19条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は同条第2項に規定する開示請求に係る保有個人情報の本人又は代理人であることが証明されない場合。ただし、当該不備を補正することができると思えられる場合は、原則として、開示請求者に補正を求める。
  - (2) 開示請求が権利濫用に当たる場合

権利濫用に当たるか否かの判断は、「第9 開示請求、訂正請求及び消去・利用停止請求の権利濫用に関する判断基準」による。

- (3) 開示請求の対象が、条例第2条第2号に規定する保有個人情報に該当しない場合
  - (4) 開示請求に係る保有個人情報が、条例第70条第1項に規定する個人情報又は同条第2項規定する保有個人情報に該当する場合
  - (5) 開示請求に係る保有個人情報が、条例附則第2項に規定する保有個人情報に該当しない場合（昭和61年3月31日以前に作成、取得した公文書並びに平成12年9月30日以前に作成、取得した資料文書）
- 4 前3項の判断に当たっては、保有個人情報に該当するかの判断は「第2 保有個人情報該当性に関する判断基準」に、開示請求に係る保有個人情報に記録されている情報が非開示情報に該当するかどうかの判断は、「第3 非開示情報該当性に関する判断基準」に、一部開示にすべき場合に該当するかどうかの判断は、「第4 一部開示に関する判断基準」に、個人の権利利益を保護するため特に当該保有個人情報を開示する必要があると認めるかどうかの判断は「第5 裁量的開示に関する判断基準」に、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示決定を拒否すべき場合に該当するかどうかの判断は、「第6 保有個人情報の存否に関する情報に関する判断基準」に、それぞれよる。

## 第2 保有個人情報該当性に関する判断基準

- 1 開示請求の対象が条例第2条第2号に規定する保有個人情報に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。
  - (1) 「実施機関の職員（本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において事実上作成し、又は取得したことをいう。

この場合、「職務」には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2又は第180条の7の規定により他の実施機関から委任を受け、又

は他の実施機関の補助執行として処理している事務等を含む。ただし、実施機関の職員が、名古屋市職員共済組合その他の市以外の団体の事務に従事している場合の当該事務は含まない。

- (2)「個人情報」とは、条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。同号の「個人に関する情報」とは、氏名、住所、生年月日、個人の思想、信条、身体的特徴、健康状態、職業、経歴、成績、家庭状況、所得、財産、事業活動、社会活動等に個人に関連する情報全般をいう。この場合の「個人」とは、外国人を含むあらゆる自然人を対象とするものである。また、公になっている情報や実施機関の職員の情報も含み、秘密とされる情報に限定されない。

なお、生存する個人に関する情報に限っていないため、既に死亡している個人に関する情報も含まれる。

- (3)「当該実施機関の職員が組織的に利用するもの」とは、個人情報が職員個人の段階ではなく、組織として共用の実態を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用可能な状態に置かれているものをいう。したがって、個人的に保有するメモ書、資料等に含まれる個人情報は、これに該当しない。

- (4)「実施機関が保有している」とは、当該実施機関が当該個人情報を事実上支配している状態（当該個人情報の利用、維持、管理、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している状態）をいう。したがって、民間事業者が管理するデータベースを利用する場合は含まれない。

- (5)「行政文書に記録されているものに限る」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものに記録されている個人情報に限ることをいう。

また、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）第2条第2号ただし書ア及びイに規定する官報等に記録されている個人情報も、保有個人情報に該当しない。

- 2 開示請求の対象が条例第2条第8号に規定する保有特定個人情報に該当するかどうかの判断は、次の点に留意して行う。

保有特定個人情報とは、保有個人情報のうち、条例第2条第7号に規定する特定個人情報であるものをいい、特定個人情報とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。

なお、個人番号を含む死者の情報は、保有特定個人情報に該当しないが、保有個人情報には該当することに留意する。

### 第3 非開示情報該当性に関する判断基準

開示請求に係る保有個人情報に記録されている情報が非開示情報に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

なお、当該判断は、開示決定等を行う時点における状況に基づき行う。

#### 1 本人の生命等を害するおそれがある情報（条例第20条第1項第1号）についての判断基準

(1) 「代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人及び当該代理人をいう」とは、代理人が本人に代わって保有個人情報の開示請求をした場合は、本人又は代理人のどちらかの生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報は非開示情報に該当するということである。

(2) 本人の生命等を害するおそれがある情報か否かの判断をする局面は、開示することにより本人又はその代理人に深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、個別の事例に即して慎重に判断する。

#### 2 本人と代理人の利益相反情報（条例第20条第1項第2号）についての判断基準

(1) 「利益に反する」とは、本人と代理人との利益が相反する場合や、本人の意思に反した開示をすることとなる場合をいう。

(2) 「当該本人の利益に反する」かどうかは、開示請求者である代理人と

本人との関係や当該情報の内容等に留意して判断する。また、本人が未成年者であり、当該未成年者の意思が確認できるときは、意見を聴くなど、開示した場合に生ずる影響を個別の事例に即して慎重に判断する。

3 開示請求者以外の個人に関する情報（条例第20条第1項第3号）についての判断基準

- (1) 「開示請求者以外の者」とは、本人が開示請求をする場合は本人以外の者をいい、代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該代理人及び当該本人以外の者をいう。
- (2) 「正当な権利利益を害する」かどうかについては、開示請求者と開示請求者以外の者の関係において、開示請求者以外の者が開示請求者に知られたくないことに正当な理由（開示請求者以外の者の権利利益を保護する正当な理由があること）があるかどうかを、当該情報の内容に応じて、十分考慮して実施機関が個別、具体的に判断する。
- (3) 「開示請求者以外の特定の者を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがある情報」とは、未発表の著作物等、特定の個人が識別される情報を除いたとしても、なお個人の人格や財産に関する権利利益を害するおそれがある情報をいう。
- (4) 「公務員等」（ただし書）とは、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいい、一般職であるか特別職であるか、常勤であるか非常勤であるかを問わない。
- (5) 「職務の遂行に係る情報」（ただし書）とは、公務員等が担任する職

務を遂行する場合における情報をいい、勤務評価の内容や処分を受けたこと等職員としての身分取扱いに係る情報や、公務員等個人の私的な情報は含まれない。

- (6) 「公務員等の氏名に係る部分を開示することにより、その者の正当な権利利益を害するおそれがある場合」（ただし書）とは、公務員の氏名を公にすることにより、当該公務員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合をいう。

#### 4 法人等情報（条例第20条第1項第4号）についての判断基準

- (1) 「法人等」とは、営利法人、公益法人（社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人等）、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、特殊法人、公共組合等の法人及び法人格はないが団体の規約及び代表者が定められているもの（団体としての実体を備えたものでPTA、自治会、消費者団体等）をいい、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。

- (2) 「不利益を与えると認められる」情報とは、次のようなものをいう。

ア 生産・技術上又は販売上のノウハウに関する情報であって、開示することにより、法人等又は個人事業者の通常有する競争上の利益が損なわれると認められるもの

イ 経理、労務その他の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であって、開示することにより、法人等又は個人事業者の事業運営に支障をきたすと認められるもの

ウ その他開示することにより、法人等又は個人事業者の名誉、社会的評価、活動の自由等が損なわれると認められる情報

- (3) 人の生命等を「保護するために、開示することが必要であると認められる情報」とは、公害、薬害、食品による危害等に係る情報で、人の生命等に対する危害の発生を未然に防止し、発生している危害を排除し、若しくは拡大を防止し、又は当該危害の再発を防止するために開示することが必要と認められるものをいい、違法な事業活動に係るものであるか適法な事業活動に係るものであるかを問わない。

- (4) 「開示することが必要であると認められる情報」に該当するか否かに

については、情報を非開示にすることによって保護される法人等又は個人事業者の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命等の利益とを具体的かつ慎重に比較衡量するものとするものとする。

- (5) 具体的な判断に当たっては、情報の内容のみならず、開示請求者と当該法人等との関係を勘案して個別に判断することになる。したがって、実施機関において開示・非開示の判断をしようとするに当たっては、必要に応じて当該法人等から事情を聴取するなど、慎重に判断する。

#### 5 公共安全情報（条例第20条第1項第5号）についての判断基準

- (1) 「人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示であり、犯罪の鎮圧又は捜査、公訴の維持等も含むものである。

- (2) 「人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」とは、次のようなものをいう。

ア 危険物の保管場所等であって、開示することにより、犯罪を誘発し、平穏な市民生活が脅かされるおそれがある情報

イ 公人の行動予定、特定の家屋の構造等であって、開示することにより、犯罪を誘発し、人の生命、身体、財産又は社会的な地位等の保護に支障を及ぼすおそれがある情報

ウ 犯罪捜査に関する情報であって、開示することにより、捜査の遂行に支障が生ずるおそれがある情報

エ その他開示することにより、平穏な市民生活、社会の風紀又はその他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

#### 6 審議、検討、協議情報（条例第20条第1項第6号）についての判断基準

- (1) 「本市の機関」とは、執行機関、議決機関、これらの補助機関、合議制機関等その他の本市のすべての機関をいう。

- (2) 「合議制機関等」とは、行政委員会及び監査委員並びに執行機関の附属機関及び専門委員並びにこれらに類するものをいう。

- (3) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、開示することにより、外部からの圧力、干渉等の影響を受



けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれをいう。

(4) 「不当に」とは、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らして、情報を開示することによる利益と比較衡量し、なお開示することがもたらす支障が重大である場合をいう。

(5) 合議制機関等の会議に係る審議資料、議決事項、会議録等の情報については、当該機関において定めた非開示とする規定にかかわらず、当該合議制機関等の審議事項の内容に照らし、個別具体的に、開示・非開示の判断を行う。

#### 7 行政運営情報（条例第20条第1項第7号）についての判断基準

(1) 「本市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業」とは、本市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が単独又は共同で行う一切の事務事業をいう。

(2) 「支障」とは、実質的・具体的であることが必要であり、おそれの程度も、抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が認められるものに限られる。

(3) 条例第20条第1項第7号アからカまでに掲げた事務事業ごとの支障は、本市又は国等に共通的に見られる事務事業に関し、容易に想定されるものを例示したものであるので、その他個別の事務事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすと認められる場合も、行政運営情報に該当する場合がある。

#### 8 任意提供情報（条例第20条第1項第8号）についての判断基準

(1) 実施機関に提出を求める法的権限がある情報であるにもかかわらず、第三者が任意に提出したものは、条例第20条第1項第8号に該当しない。

(2) 「開示しないとの条件」とは、第三者に対して当該情報を提供しないとの条件をいい、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件も含まれる。

(3) 「当該個人又は法人等における通例として」とは、当該個人又は法人等が属する職域、集団、業界、業種等の通常の慣行に照らして判断する

ことを意味する。したがって、当該個人又は法人等が非開示とすることが通例であると主張すれば足りるわけではなく、客観的に見て、当該個人又は法人等が属する職域、集団、業界、業種等において、非開示とする慣行がもともと存在するかによって判断する。

(4) 「当時の状況等に照らして」とは、非開示の条件が付された時点における諸事情を基本に判断することを意味するが、他方において、必要に応じて、情報の取得後の事情の変化を勘案する余地も残す趣旨である。例えば、情報を提供した法人が解散してしまい、存在しなくなった場合、その事情を考慮して開示する可能性が生ずる。

(5) 「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められるもの」は、第3、4、(3)及び第3、4、(4)の判断基準を準用する。

#### 9 法令秘情報（条例第20条第1項第9号）についての判断基準

(1) 「法令」とは、法律、政令、省令その他国の命令をいう。

(2) 「明らかに開示することができないと認められる情報」とは、次のようなものをいう。

ア 明文の規定により本人に開示が禁止されている情報

イ 目的外使用が禁止されている情報（本人への開示も禁止されている場合に限る。）

ウ 個別の法令又は条例により職員に守秘義務が課されている情報（たとえ本人であっても開示を禁止していることが明らかである場合に限る。）

エ その他個別の法令又は条例の趣旨、目的からみて、明らかに本人に開示することができないと認められる情報

(3) 「法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関等の指示」とは、地方自治法その他の法律又は政令により地方公共団体の事務の処理に関し国又は県の機関が行う指示（地方自治法第245条第1号へに規定する指示）をいう。

(4) 「開示すべきではないと実施機関が認める情報」とは、国の機関等からの指示に実施機関が従い本人に開示すべきでないとして実施機関が判断し

た情報をいう。したがって、国の機関等から指示があっても、それに従わないと実施機関が判断した場合は、条例第20条第1項第9号は適用しない。

#### 第4 一部開示に関する判断基準

開示請求に係る保有個人情報について、条例20条第2項に基づき一部開示すべき場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 開示請求のあった保有個人情報に、非開示情報が含まれている場合であっても、全体を非開示にするのではなく、できるだけ開示をすべきであるという観点から、非開示情報に係る部分とそれ以外の部分を分け、非開示情報に該当しない部分は開示をする。
- 2 「容易に区分して除くことができ」とは、非開示情報に係る部分とそれ以外の部分とを区分することが物理的、技術的に困難でなく、かつ、時間、経費等から判断して容易である場合をいう。
- 3 非開示情報を分離した残りの部分によって、開示請求者が知りたいと思う保有個人情報の内容が十分に知り得るか否かの判断は行わないため、残りの部分だけでは十分に知り得ない場合でも、一部を開示するものとする。ただし、残りの部分が保有個人情報として全く意味をもたないような場合（接続詞、助詞ばかりの場合等）は、この限りでない。

#### 第5 裁量的開示に関する判断基準

開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合に、個人の権利利益を保護するために特に必要であると認めて、開示するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「特に必要があると認めるとき」とは、第20条第1項各号においても、当該規定により保護する利益と当該情報を開示することによる利益との比較衡量が行われる場合があるが、同項各号の規定が適用され非開示となる場合であっても、開示請求者に係る特段の事情等を踏まえ、なお開示する必要性があると認めるときをいう。
- 2 条例第20条第1項第9号に規定する法令等によって非開示とされている

情報等については、裁量的開示の対象から除外する。

- 3 判断の対象になる非開示情報が、開示請求者以外の個人に関する情報の場合は、特に個人の人格に関わる権利利益を不当に害することのないように配慮をする。

## 第6 保有個人情報の存否に関する情報に関する判断基準

開示請求に対し、保有個人情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否すべき場合（条例第22条）に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなる」とは、保有個人情報の存否を答えることが結果的に条例第20条に規定する非開示情報を開示することになる場合をいい、例えば、表彰関係の候補者等に関する選考状況に係る情報や犯罪の捜査に関する情報について、本人からの開示請求があった場合等が考えられる。
- 2 存否応答拒否する必要がある情報については、当該情報が実際には存在しない場合であっても、存否応答拒否を行う。

## 第7 訂正決定等の審査基準

- 1 訂正請求の対象となる保有個人情報は以下の基準を満たすものである。
  - (1) 自己を本人とする保有個人情報であること
  - (2) 事実に関する保有個人情報であること
  - (3) 条例第29条第1項の規定により開示を受けた保有個人情報であること  
又は条例第31条、法令若しくは他の条例の規定により開示を受けた保有個人情報であること
- 2 全部又は一部を訂正する旨の決定（条例第36条第1項）は、調査等の結果、訂正請求どおり保有個人情報が事実でないことが判明し、当該請求どおりに訂正する場合又は訂正請求の一部について事実でないことが判明し、一部について当該請求どおりに訂正する場合に行う。
- 3 全部を訂正しない旨の決定（条例第36条第2項）は、次のいずれかに該

当する場合に行う。

- (1) 調査等の結果、訂正請求に係る保有個人情報に事実でないことが判明しない場合又は事実関係が明らかにならなかった場合
- (2) 調査等の結果、判明した事実が、請求時点において実際に記録されている内容とも、請求の内容とも異なることが判明した場合
- (3) 訂正をすることが、当該保有個人情報の個人情報取扱事務の目的の達成に必要なでない場合
- (4) 訂正請求に係る保有個人情報が存在しない場合
- (5) 訂正請求が事実の訂正を求めるものでない場合

4 次のいずれかに該当する場合は、前2項に定める決定は行わず、訂正請求を却下する。

- (1) 訂正請求に係る保有個人情報の訂正に関して、法令又は他の条例の規定により特別の手續が定められている場合
- (2) 条例第23条第1項による保有個人情報の開示決定があった日又は条例第31条、法令若しくは他の条例の規定により開示を受けた日から1年以内に行われた訂正請求でない場合
- (3) 訂正請求に係る保有個人情報が条例第33条第1項第1号及び第2号に定める保有個人情報ではない場合
- (4) 訂正請求書に条例第34条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合、同条第2項に規定する資料等の提出がない場合又は同条第3項が準用する条例第19条第2項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の本人又は代理人であることを証明されない場合。ただし、当該不備を補正することができると思われる場合は、原則として、訂正請求者に補正を求める。

(5) 訂正請求が権利濫用に当たる場合

権利濫用に当たるか否かの判断は、「第9 開示請求、訂正請求及び消去・利用停止請求の権利濫用に関する判断基準」による。

## 第8 消去・利用停止決定等の審査基準

1 消去・利用停止請求の対象となる保有個人情報は以下の基準を満たすも

のである。

- (1) 自己を本人とする保有個人情報であること
  - (2) 条例第23条第1項又は第2項の規定による決定を受けた保有個人情報（条例第22条の規定により開示を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを除く。）又は、第31条、法令若しくは他の条例の規定により開示を受けた保有個人情報であること
- 2 全部又は一部を消去・利用停止する旨の決定（条例第44条第1項）は、請求に係る保有個人情報が、次のいずれかに該当する場合に行う。なお、保有個人情報の消去を求められた場合において、当該保有個人情報を消去することにより事務の適正な執行上著しい支障が生じる等相当な理由があるときは、消去を行わず利用の停止をすることがある。
- (1) 条例第7条に違反して保有されている場合  
個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要である範囲を超えて保有している場合をいう。
  - (2) 条例第8条に違反して取得された場合  
適法かつ公正な手段によらず取得された場合とは、暴行、脅迫、詐欺、職権濫用等の手段により取得した場合や個人情報の取得について定めた個別法規に違反して取得した場合等をいう。  
条例第8条第2項に違反して取得された場合とは、本人から取得されず、なおかつ条例第8条第2項ただし書各号に該当しない場合をいう。  
なお、「本人から取得」とは、個人情報の本人から直接本人の個人情報が記載された文書等の提出を受けるほか、本人が認識した状態又は認識し得る状況で、本人の所有物や容ぼう等の情報を入手することをいう。
  - (3) 条例第9条に違反して取得された場合  
要注意情報を、条例第9条ただし書各号に該当しないにも関わらず取得した場合をいう。
  - (4) 条例第11条第1項及び第2項の規定に違反して利用されている場合  
個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的で利用されており、なおかつ条例第11条第1項ただし書各号に該当しない場合及び個人情報を取り

扱う事務の目的以外の目的で利用されることにより、個人の権利利益を不当に侵害している場合をいう。

(5) 条例第11条の2の規定に違反して利用されている場合

個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的で特定個人情報が利用されており、なおかつ条例第11条の2第2項前段の規定に該当しない場合及び個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的で利用されることにより、人の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められる場合をいう。

(6) 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されている場合

(7) 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されている場合

(8) 条例第11条第1項及び第2項の規定に違反して提供されている場合

個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的で提供されており、なおかつ条例第11条第1項ただし書各号に該当しない場合及び個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的で提供されることにより、個人の権利利益を不当に侵害している場合をいう。

(9) 条例第11条の3の規定に違反して提供されている場合

番号法第19条各号の規定によらずに特定個人情報が提供されている場合をいう。

3 全部を消去・利用停止しない旨の決定（条例第44条第2項）は、次のいずれか該当する場合に行う。

(1) 消去・利用停止請求に理由があると認められない場合

(2) 消去・利用停止請求に係る保有個人情報が存在しない場合

4 次のいずれかに該当する場合は、前2項に定める決定は行わず、消去・利用停止請求を却下する。

(1) 消去・利用停止請求に係る保有個人情報の消去・利用停止に関して、法令又は他の条例の規定により特別の手續が定められている場合

(2) 条例第23条第1項又は第2項の規定による決定を受けた日又は条例第31条、法令若しくは他の条例の規定により開示を受けた日から1年以内に行われた消去・利用停止請求でない場合

(3) 消去・利用停止請求に係る保有個人情報、次に掲げる保有個人情報ではない場合

ア 条例第23条第1項又は第2項の規定による決定を受けた保有個人情報（条例第22条の規定により開示を拒否するとき及び開示請求に係る保有を保有していないときを除く。）

イ 条例第31条、法令又は他の条例の規定により開示を受けた保有個人情報

(4) 消去・利用停止請求書に条例第42条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は同条第2項が準用する条例第19条第2項に規定する消去・利用停止請求に係る保有個人情報の本人又は代理人であることを証明されない場合。ただし、当該不備を補正することができると思われる場合は、原則として、消去・利用停止請求者に補正を求める。

(5) 消去・利用停止請求が権利濫用に当たる場合

権利濫用に当たるか否かの判断は、「第9 開示請求、訂正請求及び消去・利用停止請求の権利濫用に関する判断基準」による。

## 第9 開示請求、訂正請求及び消去・利用停止請求の権利濫用に関する判断基準

開示請求、訂正請求又は消去・利用停止請求（以下「開示請求等」という。）に対し、権利濫用に当たるか否かの判断は、以下の基準により行う。

1 「権利濫用」とは、一般に、形式上権利の行使としての外形を備えるが、その行為が行われた具体的な状況と実際の結果とに照らしてみると、その権利本来の目的内容を逸脱するために、正当な権利の行使として認められないと判断される行為をいう。

2 「開示請求等の権利濫用」とは、条例によって付与された開示請求権、訂正請求権又は消去・利用停止請求権（以下「開示請求権等」という。）の本来の目的を逸脱し、権利濫用と認められるものをいう。

3 どのような行為が権利濫用に該当するかについては、開示請求権等の性格や内容、権利行使の態様や加害の意思・目的、権利濫用と解した場合の開示請求者、訂正請求者又は消去・利用停止請求者（以下「開示請求者



等」という。)の受ける不利益、正当な権利行使と解した場合の実施機関の事務への支障等の様々な要素を比較衡量して判断する。

#### 4 開示請求等の権利濫用の類型

- (1) 開示請求の際に、写しの交付を受けず、閲覧しないなどの開示の実施を拒否する意思を予め表明しているとき又は開示請求をするだけで、写しの交付を受けず、閲覧せず、若しくは写しの交付に係る実費を支払わないなどの行為を正当な理由なく繰り返し行うとき。
- (2) 開示請求等に係る内容を既に知り得ているにもかかわらず、同内容の開示請求等を正当な理由なく繰り返し行うとき又は既に行った開示請求等を取り下げ、同内容の開示請求等を正当な理由なく繰り返し行うとき。
- (3) 特定の職員が作成又は取得した行政文書に係る開示請求等を集中若しくは連続して行い、又は開示請求等の際に特定の職員を誹謗、中傷若しくは威圧するなど、開示請求等の態様、内容や開示請求者等の言動等から、特定の職員に対する害意が明らかに認められるとき。
- (4) 同一の実施機関に対する開示請求等を集中又は連続して行う場合であって、開示請求等の態様、内容や開示請求者等の言動等から、当該実施機関の事務遂行能力を減殺させ、又は事務を停滞させるなどの害意が明らかに認められるとき。
- (5) 開示によって取得した行政文書を違法又は不当に使用する蓋然性が認められるとき。

#### 附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 7 月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月 5 日から施行する。